

平成31年第4回筑紫野市農業委員会総会
議事録

平成31年4月8日 午後4時 2分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 平成31年4月8日 午後4時 2分
筑紫野市役所 (505会議室)

2 閉会日時 平成31年4月8日 午後4時36分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、井上裕一、
岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、八尋雄二、
柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者 (または出席を要しない農地利用最適化推進委員)

平山正美

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第11号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第7号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：車の関係で、ちょっとおくれまして失礼しました。

早速ですが、最後の農業委員会になるわけでございますけれども、明日までが私どもの任期でございます。一応、議長の任命も明日までですから、明日まではひとつ、私自身、心を引き締めて、何もないように念願しているところでございます。皆さんも何もないことを願っている次第でございます。

きょうの農業委員会は非常に案件が少のうございますけれども、これまで私ども3カ年間、特段何もございませんで、スムーズに御協力できたことを非常にともども喜びたいと思っております。ありがとうございました。

では、早速ですが、本日の農業委員会を開催いたします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められております定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第4回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まずは、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、6番委員の砥綿委員さん、それから9番の平嶋委員さんを指名いたします。よろしくお願いします。

では、既に配付しております議事に従いまして、審議を進めさせていただきます。

まず最初に、報告事項から入ってまいりたいと思います。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第11号、議案書のとおり、届け出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：失礼します。読み上げて説明にかえさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、農事組合法人□□、理事□□。届出地の表示、□□。地積、畑144平米、合計144平米です。届出の理由、適用条項第29条第1号。ここで訂正をお願いしたいんですが、理由を書いておりますでした。農業用倉庫の建設のためということでございます。

説明については以上でございます。

○議長：本件について、何か御質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告を終わります。

次に進めさせていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第12号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件ございます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：失礼します。

1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地

積、田170平米、合計170平米です。届出内容、転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成31年4月1日から平成31年9月1日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付年月日、平成31年3月7日です。

2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積、田256平米、合計256平米です。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成31年4月1日から平成31年9月1日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付年月日、平成31年3月7日です。

以上でございます。

○議長：ありがとうございました。本件について、質疑あるいは質問等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終わります。

次、議案に入りたいと思います。

議案第7号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、まず、地区担当委員の説明をお願いいたします。井上さん、お願いします。

○委員：1番、譲受人、福岡市□□、□□ほか1名。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積平米、畑481平米、合計481平米。申請内容、転用目的、分家住宅。契約内容、使用貸借。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成31年5月1日から平成32年4月30日。審議事項、農地の区分、第一種。資金の内訳、借入100%。建蔽率17.04%、開発許可、県開発許可該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域。

2番も続けていいですか。同じ……。

○議長：一応このぐらいで。

○委員：一つだけで。

○議長：これだけして、また言います。

今、1番について御説明を受けましたが、事務局から何か説明することがあったらお願いいたします。

○事務局：失礼します。補足の説明をさせていただきます。

申請人の□□さん、そして、ほか1名というのが奥様の□□さんでございます。瑞穂さんが、譲渡人、□□さんのお孫さんに当たるというところでございます。現在は借家に居住しておられまして、妻、お二人の子供の4人家族で生活されています。家族もふえまして、借家も手狭になったということでお父様に相談されたところ、祖父の□□様が土地を提供してくれるということで、家を建築することを決められたとのことです。あわせまして、両親の方も高齢になったとい

うことで、今後のこと、それから会社、また小学校も近いというところから、この申請地を建設地として決められたということでした。

農地区分は第一種農地と区分されておりますが、周囲の民家と接していること、それから、日常生活上、必要な施設ということでした。第一種農地の不許可の例外に該当するということですので、許可可能ということになっております。

水利関係承諾書でございますが、造成計画平面図どおり実施のことということで、条件がついております。

説明については以上でございます。

○議長：ありがとうございます。御案内のとおり、内容が2番も大体同じようなことですので、先に農業委員のほうから説明を受けて、一括して質疑等を受けたいと思います。

2番の説明を□□委員、お願いします。

○委員：2番、八女市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。畑452平米。申請内容、転用目的、分家住宅。契約内容、使用貸借。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成31年5月1日から平成32年4月30日。審議事項、農地の区分、第一種。資金の内訳、借入100%。建蔽率20.88%、開発許可、県開発許可該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域となっております。事務局が言われたとおりの分家住宅となっております。

○議長：よろしいですか。事務局から補足説明がございましたらお願いします。

○事務局：失礼します。2番の補足説明をさせていただきます。

申請人であります□□様ですが、譲渡人の□□さんのお孫さんに当たるということですので、現在、奥様、子供お一人、合計3人の家族で八女市の官舎のほうで居住されています。再来年の3月には現在の職務の任期が満了になるということで、異動の可能性があるというところでお父様に相談したところ、祖父の□□様が土地を提供してくれるということで、家を建築しようと決められたそうです。両親も高齢となって、また、通勤等の利便性のよい今回の申請地を建築地として決められたというものでございます。

農地区分は、先ほどと同様、第一種農地区分になり、原則許可できませんが、周囲の民家と接続、それから日常生活上、必要な施設であるということから不許可の例外に該当し、許可可能でございます。

水利関係承諾についても、先ほどと同様、造成計画平面図どおり実施のことという条件が付されております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。今、御案内のとおり御説明を受けましたけれども、1番、2番を一括して採決をとりたいと思います。

本件に関する質疑等ございましたら御発言願います。どうぞ、野田委員。

○委員：建蔽率が上と下で違うのはなぜですか。

○委員：畑の面積が452平米と481平米だからではないですか。

○委員：上が17.04、下が20.88だから……。

○事務局：建蔽率は建物の大きさによって変わりますので、その敷地面積から割り出します。

○委員：変わってくるんですか。

○事務局：そうです。法定のやつではなくて、今回建てる建蔽をあらわしております。建物の計画によって建物自体の大きさも違いますので、あと、敷地面積に応じて掛け合わせたものが建蔽になっております。

○議長：同じ土地の面積に家を建てたとき、大きいのと小さいのをつくったら建蔽率が違いますよね。同じ土地の面積に。それと一緒にですよ。

○委員：大きくても小さくても、建てることに対してはどうもないけど、数字が違うから言っているんですが。

○事務局：数字はそういうことでございます。敷地面積に対する建物の計画がそれぞれ別々になります。

○議長：よろしいですか。

ほかに何か御発言がありましたら、どうぞ。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に対する採決を行いたいと思います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

最後になるかと思いますが、農政議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。福岡市中央区天神4丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、畑。現況地目、畑。台帳面積2,229平米。農振区分は農用地となっております。法律関係は売買。利用目的は畑。所

有権の移転時期、対価の支払時期、引き渡しの時期については、いずれも平成31年4月25日となっております。

以上1件の売買となっております。本件につきましては、推進機構が□□氏より農地を買い受け、今後、新たな担い手にあっせんを行うものになります。

以上、説明させていただきました。

○議長：ありがとうございます。本件について、何か質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りをいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することにいたします。

一応、定例会の議事は終了したわけですが、御案内のとおり、きょうの委員会は非常に案件も少なく、最後にこういう機会を与えてくれたことは何かの御縁があるのかなと思っております。本当に長いことお疲れでございました。

では、私どもが任命を受けたのは明日まででございますけれども、農業委員会の定例会はこれが最後になろうかと思えます。そういうことで、お互いに任命を受けて仕事をやれたなということで、それぞれ御満足いただいているものと思えます。本当に何もなくて、ありがとうございます。

では、定例会の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、平成31年第4回筑紫野市農業委員会の定例会を閉会いたします。